

◎入園（転園）申請にあたっての確認事項

下記の項目をお読みいただき、□にチェックのうえ、署名をお願いいたします。
全ての項目に承諾、同意いただけない場合、申請を受付けられません。

No.	確認項目	確認欄 (チェック)
1	令和9年度保育園・認定こども園入園案内、教育・保育給付認定（現況確認届）申込書 兼 令和9年度入園申込書を確認し、内容に同意したうえで申請すること。	☐
2	提出書類の記入漏れ等の不備や提出書類の不足がないことを確認したうえで申請すること。 また、提出書類に不備等があった場合、利用調整の優先順位が下がる場合があること。	☐
3	市に提出した書類（就労証明書含む）の返却、写しのお渡しはできないこと。 ※学童保育の申込みや育児休業の手続き等で書類の写しを求められる場合があります。写しが必要な場合はご自身でご用意ください。	☐
4	申請内容に虚偽がある場合、入園（内定）の取消または退園となる場合があること。	☐
5	施設の受入れ年齢を満たしていない場合や、閉園等が予定されている施設を希望施設に記載しても利用調整の対象外になること。	☐
6	勤務先に対し電話等で就労実態等を確認する場合があること。 （書類の不備、就労実績が不透明な場合など）	☐
7	教育・保育給付認定申請において、必要な範囲で個人番号（マイナンバー）を担当課が閲覧する場合があること。	☐
8	保育料の決定や支給認定に係る市町村民税の情報（同一世帯者含む）及び世帯情報を担当課が閲覧すること。	☐
9	入園前及び入園期間中に受診した市の乳幼児健診、療育相談等の児童の発達状況について関係各所に情報を照会・提供すること。	☐
10	申し込み後及び入所後に家庭状況（住所・家族構成・就労状況・保育状況等）に変更がある場合は変更届を提出すること。 ※変更届は市役所子育て支援課、大和・塩沢市民センター、各保育園・認定こども園にあります。	☐
11	書類不備の場合、こちらから連絡して1週間以内に提出がなければ申込みを取下げとみなすこと。	☐
12	保育を必要とすることを証明する書類については、証明年月日から3カ月以内のものを提出すること。	☐

入園（転園）申請にあたり、上記確認項目1～12について承諾、同意します。
また、申請書記載内容に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日 保護者署名

